

憲 法 (100 点)

第 1 問

憲法 43 条 1 項が定める国会議員の全国民の代表性と、衆議院議員選挙における小選挙区の区割り基準としてかつて採用されていたいわゆる「1 人別枠方式」との関係について、最高裁判所は平成 11 年と 23 年に、それぞれ以下のように判示している。

「憲法 43 条 1 項が両議院の議員が全国民を代表する者でなければならぬとしているのは、本来的には、両議院の議員は、その選出方法がどのようなものであるかにかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく全国民を代表するものであって、選挙人の指図に拘束されることなく独立して全国民のために行動すべき使命を有するものであることを意味していると解される。(中略) 衆議院小選挙区選出議員の選挙制度の仕組みについて区画審設置法 3 条 2 項が都道府県にあらかじめ定数 1 を配分することとした結果、人口の少ない県に完全な人口比例による場合より多めに定数が配分されることとなったからといって、これによって選出された議員が全国民の代表者であるという性格と矛盾抵触することになるということとはできない。」(最大判平成 11 年 11 月 10 日民集 53 卷 8 号 1441 頁) (「判示 A」として引用してよい。)

「議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であって、地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」(最大判平成 23 年 3 月 23 日民集 65 卷 2 号 755 頁) (「判示 B」として引用してよい。)

この 2 つの判示が両立するか否かについて、国会議員の全国民の代表性に関する学説の議論をふまえつつ、あなたの見解を述べなさい。

第2問

民法 731 条は、「男は、18 歳に、女は、16 歳にならなければ、婚姻をすることができない。」とし、婚姻適齢について、性別に基づく区別を定めている。この規定の合憲性について、次の A 及び B の 2 つの見解をふまえて、論じなさい。

A：男性と女性の人口はほぼ等しく、男性及び女性のいずれも孤立した少数者であるとはいえないから、性別に基づく区別を定める法律が不適切であるときは、民主主義過程を通じて是正することが期待できる。したがって、裁判所は、民主主義過程を尊重し、性別に基づく区別を定める法律の違憲審査を厳格に行うべきではない。

B：性差別は、歴史的には、女性に対する不利益な取扱いを意味するのであるから、性別に基づく区別であっても、男性を不利益に取り扱う区別については、女性を不利益に取り扱う区別の場合に比して、緩やかに違憲審査を行うべきである。